三重県の公共事業情報ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県県土整備部が管理するホームページ「三重県の公共事業情報」への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱(以下「要綱」という。) に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

- 第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 広告の種類 バナー広告
 - (2) 掲載位置 別途募集時に定める
 - (3) 掲載枠数 別途募集時に定める
 - (4) 規格 別途募集時に定める 形式 別途募集時に定める データ容量 別途募集時に定める

(広告の掲載基準)

- 第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の 指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定す る広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容に ついても適用する。
- 2 前項に掲げるほか、要綱第3条第4項の規定により、広告を掲載することができないものとして、次のものを加える。
- (1) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)に規定する暴力団員 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 三重県の建設工事の入札・契約制度において、公平性、透明性及び競争性の確保に支障があると県が認める者
- (3) その他三重県の公共事業情報として、県が適切でないと判断する者

(広告の掲載の期間)

- 第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。
- 2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重 県条例第2号)第1条に規定する休日に当たる場合の広告掲載開始日又は広告掲載 終了日は、県が別に定める。

(広告の募集方法)

- 第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1)募集方法は、原則として三重県の公共事業情報ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 三重県の公共事業情報ホームページへの広告掲載を希望する者は様式第1号により県に申し込むものとする。
- (3) 県は、前号による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

- 第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに 第12条に規定する三重県の公共事業情報ホームページ広告掲載審査会を開催し、要 綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位の ときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。
- 2 県は前項の規定により三重県の公共事業情報ホームページへの広告の掲載(不掲載)を決定したときは、様式第2号により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

- 第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により前納するものとする。ただし、前納することが困難な場合は、 県と協議のうえ、別途定める期日までに納入することができる。
- 3 広告主は、全期間分の掲載料を一括して納付するものとする。ただし、全期間分の掲載料を一括して納付することが困難な場合は、県と協議のうえ、分納することができる。

(広告掲載料の返環)

- 第8条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告 を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた 広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、 当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しない ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を 一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止 の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
- (1)機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に 広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 4 県は、要綱第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に 広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。 ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日 の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

- 第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条、 及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めるこ とができる。

(広告の禁止表現)

- 第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
 - (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (3) 実際には機能しないもの
 - (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの
- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告原稿及び広告リンク先の変更)

第11条 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合は、変更しようとする日から起算して、県の休日を除く5日前までに県に届け出るものとする。ただし、広告原稿及び広告のリンク先の変更については、1か月あたり2回を上限とする。

(審査会)

- 第12条 要綱第11条の規定により、三重県の公共事業情報ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、三重県の公共事業情報ホームページ広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事務を所掌する

課等に意見を求めることができる。

- 4 委員長は、必要と認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する課等の長を 臨時委員に指名することができる。
- 5 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の特例)

- 第13条 前条の規定による審査会を招集することができないとき、又は会長が審査会 を招集する必要がないと認めるときは、書面による合議をもって、審査会の審査に かえることができる。
- 2 前項の書面による合議の場合において、第12条第7項及び第8項に「出席」とあるのは「合議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第14条 審査会の事務局は、三重県県土整備部技術管理課に置く。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が 誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- この要領は平成29年4月1日から施行する。
- この要領は平成29年6月1日から施行する。

別表1 (第12条関係) 三重県の公共事業情報ホームページ広告掲載審査会委員

委員長	県土整備部副部長 (公共事業総合政策担当)
委員	広聴広報課長
	法務・文書課長

財政課長
人権課長
消費生活監
県土整備総務課長
技術管理課長